

第14回教育委員会会議

令和6年8月27日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第85号

大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

1 解 嘱

令和 6 年 9 月 8 日付けをもって大阪市社会教育委員を解職する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	令和 6 年 4 月 28 日 ～ 令和 8 年 4 月 27 日 【第 2 期目】	当初任期

2 委 嘱

令和 6 年 9 月 9 日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考
松本 和馬	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	令和 6 年 9 月 9 日 ～ 令和 8 年 4 月 27 日 【第 1 期目】	新規委嘱
堀 久仁子	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 都市コミュニティ研究室室長代理	学識経験のある者	令和 6 年 9 月 9 日 ～ 令和 8 年 9 月 8 日 【第 1 期目】	
山本 淳子	大阪キリスト教短期大学学長	学識経験のある者	令和 6 年 9 月 9 日 ～ 令和 8 年 9 月 8 日 【第 1 期目】	

3 説 明

山下親善氏については、任期途中であるが、役員改選に伴って、大阪市青少年指導員連絡協議会会長を退任したため解嘱する。その後任委員として、大阪市青少年指導員連絡協議会副会長である松本和馬氏を委嘱する。任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条第 2 項により、前任者の残任期間とする。

また、令和 6 年 9 月 8 日付けの任期満了に伴い、岸辺護氏の後任委員として堀久仁子氏、寺見陽子氏の後任委員として山本淳子氏を委嘱する。任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により、令和 6 年 9 月 9 日から令和 8 年 9 月 8 日までの 2 年間とする。

委員の略歴

○松本 和馬（まつもと かずま）氏

<現職>大阪市青少年指導員連絡協議会副会長

<その他公職等>

令和6年～ こども・子育て支援会議委員

○堀 久仁子（ほり くにこ）氏

<現職>一般財団法人大阪市コミュニティ協会都市コミュニティ研究室室長代理

<主な略歴>

平成13年～ 財団法人阿倍野区コミュニティ協会入職（現 一般財団法人大阪市コミュニティ協会）

○山本 淳子（やまもと じゅんこ）氏

<現職>大阪キリスト教短期大学学長

<主な略歴>

平成元年～平成22年 大阪キリスト教学院聖愛幼稚園教諭

平成22年～平成23年 大阪キリスト教短期大学幼児教育学科特任助教

平成23年～平成24年 大阪キリスト教短期大学講師

平成24年～平成25年 京都ノートルダム女子大学講師

平成25年～令和5年 大阪教育大学非常勤講師

平成27年～平成31年 大阪キリスト教短期大学幼児教育学科准教授

平成31年～現在 大阪キリスト教短期大学幼児教育学科教授

令和2年～現在 大阪キリスト教短期大学学長

令和5年～現在 大阪体育大学非常勤講師

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は解嘱及び任期満了者
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
松本 和馬	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	委嘱
堀 久仁子	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 都市コミュニティ研究室室長代理	学識経験のある者	委嘱
山本 淳子	大阪キリスト教短期大学学長	学識経験のある者	委嘱
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	解嘱
岸辺 護	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	任期満了
寺見 陽子	元 神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	任期満了
浅田 真理子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	
岡村 博之	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授	学識経験のある者	
久保 道伸	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
佐々木保孝	天理大学人文学部教授	学識経験のある者	
柴山 浩一	大阪青山大学客員教授	学識経験のある者	
鈴木 暁子	京都府立大学京都地域未来創造センターコーディネーター	学識経験のある者	
永田ゆかり	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者	
原田 大輔	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	
林 美輝	龍谷大学文学部教授	学識経験のある者	
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役	学識経験のある者	

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。